

令和 7年度予算見積調書

課室名：商業・サービス産業支援課

担当名：商業担当

内線：3759

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
N96	運輸事業振興助成費			一般会計	商工費	商工業費	商工振興費	運輸事業振興助成費	
事業期間	昭和51年度～	根拠法令	運輸事業の振興の助成に関する法律			針路分野施策	11 稼げる力の向上 1103 商業・サービス産業の育成	SDGsゴール 8 SDGsターゲット 8-3	
1 事業概要 軽油引取税引上げに伴う特別措置として、営業用バス及びトラックの輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制等に資するとともに、運輸事業の健全な発展と県民福祉の一層の向上を図るため、引上げ額の一部を(一社)埼玉県バス協会及び(一社)埼玉県トラック協会が行う交通安全対策事業等に、運輸事業振興助成補助金として交付する。 運輸事業振興助成補助金 1,172,943千円				5 事業説明 (1) 事業内容 (一社)埼玉県バス協会及び(一社)埼玉県トラック協会に対して補助金を交付 (2) 事業計画 ア 交付の根拠 昭和51年に軽油引取税の税率が30%引き上げられたことに伴い、営業用バス・トラックの輸送コストの上昇の抑制等を図ることを目的として、全国一律で制度が創設された。 この制度は当初2年間に限り設けられた特別措置であったが、自治事務次官通達又は総務副大臣通知等により、平成22年度まで延長されてきた。 平成23年9月30日、「運輸事業の振興の助成に関する法律」及びその関連政令と施行規則が施行されたことに伴い、この補助金の交付が都道府県に努力義務化されることとなった。 イ 補助金額 「運輸事業の振興の助成に関する法律」施行規則第2条に示された算式により算定する。 ウ 補助対象事業 (ア) 安全運行の確保等交通安全・事故防止対策を目的として行う事業 (イ) 輸送サービスの改善、その他公共の利便の増進を目的として行う事業 (ウ) 自動車交通公害の防止、地球温暖化の防止等環境の保全を目的として行う事業 (エ) 貨物自動車運送事業法に規定する地方適正化事業 (オ) 運転者、乗務員のための共同休憩施設、共同福利厚生施設、研修施設等共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業 (カ) 震災等災害発生等を想定した防災訓練への参加、震災等災害発生時における緊急物資輸送及び緊急物資輸送体制の整備に関する事業 (キ) バス事業者、トラック事業者等の近代化及び経営基盤の安定確保等を図ることを目的とする事業 (3) 事業効果 営業用バス及びトラックの輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制に資するとともに、運輸事業の健全な発展と県民福祉の一層の向上に寄与する。					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10) 事業者0									
3 地方財政措置の状況 普通交付税(単位費用)(款)商工行政費(細目)産業振興費(細節)産業振興費									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.2人=1,900千円									

予算額		財 源 内 訳					一般財源	前年との対比
決定額	1,172,943						1,172,943	14,818
前年額	1,158,125						1,158,125	

事業内訳書

事業名	運輸事業振興助成費		
単位事業名	運輸事業振興助成補助金（指定経費）	予算額	1,172,943千円

○歳入

（単位：千円）

款・節	当初予算額	対前年度増減額	主な内容
一般財源	1,172,943	14,818	
合計	1,172,943	14,818	

○歳出

（単位：千円）

節	当初予算額	対前年度増減額	主な内容
負担金、補助及び交付金	1,172,943	14,818	（一社）埼玉県トラック協会 1,131,607千円 （一社）埼玉県バス協会 41,336千円
合計	1,172,943	14,818	